

方針 1 さまざまな自然災害に対応した基盤を整備します

高潮や津波からの被害を防ぐ防潮護岸の整備や盛土、液状化による被害を防ぐ構造物の整備など、地区全体で災害に強い基盤を整えます。

< 施策方針 >

1) 高潮に対応した防潮堤が整備されています

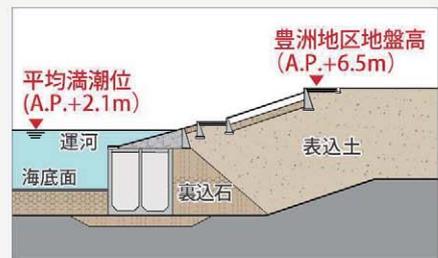
- ・満潮時 (A.P.+2.1 m *) において、伊勢湾台風級の台風による高潮にも対応できるよう、高潮偏差及び波浪高さを加えた A.P.+6.5m で、液状化対策を施した防潮堤が整備されています

2) 防潮堤は、津波にも対応しています

- ・防潮堤は、現在、東京港において想定されている津波よりも高く整備されています

3) 地盤改良や各種方策により液状化に対応します

- ・施設構造物への液状化対策は、地盤改良により地盤の液状化を防ぐ方法、構造物などを杭で支える方法、またはこれらの組み合わせにより対処します



災害に強い防潮堤の断面

*A.P. : Arakawa Peil の略。隅田川に設置された霊岸島量水標零位

方針 2 安定性、信頼性を備えたエネルギーインフラを整備します

災害時にも電力やガス等の安定した供給を可能にする、信頼性の高いエネルギーインフラ整備のほか、非常時の復旧活動等に効果的な電線類地中化などによる減災対策を講じます。

< 施策方針 >

1) 信頼性の高い系統構成で、電力の安定供給を図ります

- ・複数のルートから豊洲地区へ電気を引き込み、安定した電力供給を行います

2) 耐震性に優れたガス配管を使用し、災害時のガス漏れ等を防ぎます

- ・都市ガスは、高中圧ガスには溶接鋼管等、低圧ガスにはポリエチレン管を使用することで、安定したガス供給を行います

3) 電線類地中化により災害時の安全性を確保します

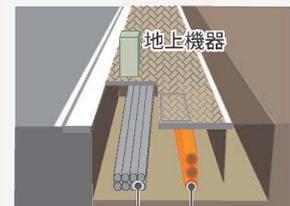
- ・ケーブル類 (電力、通信等) は、電線共同溝を用いて地中化するため、災害時の電柱の倒壊等はありません

4) 多様なエネルギー源を確保します

- ・コージェネレーションシステムや再生可能エネルギー、未利用エネルギーなど複数のエネルギー源を用います



曲げても破損しない高中圧ガス管 (左)
伸びても漏れない低圧ガス管 (右)



電線共同溝のイメージ

自然災害に対応した基盤整備や安全性・信頼性を有したインフラ整備、
自助・共助による地域防災力の向上により、安全なまちをつくります。



方針 3 災害時にも機能が継続するまちをつくります

住民や企業などの共助による地域防災力の向上と、地区内で自立できる防災機能を備えることで、
平常時・災害時とも安心して暮らせるまちをつくります。

< 施策方針 >

1) 地域継続計画 (DCP^{*1}) により、地域共助での防災力強化を図ります

- ・企業間などの連携による情報共有、帰宅困難者対応など
- ・企業の事業継続計画 (BCP^{*2}) との連携

2) 災害リスクに対応した機能を整備します

- ・市場での緊急物資の受入れ、地域輸送拠点等への積替・配送拠点の整備
- ・市場での緊急ヘリポートの整備、非常用発電機の設置
- ・ソーラー照明、防災対応ベンチ、防災パーゴラ等の設置
- ・船舶からのエネルギー供給
- ・蓄熱槽や貯湯タンクの水を災害時の消防用水・生活用水に活用

3) 高層住宅において災害に対応できる機能を整備します

- ・防災備蓄倉庫、定数階の災害用格納庫の整備
- ・緊急地震速報に連動した電気錠の非常時開放
- ・非常用発電機の設置



ソーラー照明



防災パーゴラ

*1 DCP: District Continuity Plan *2 BCP: Business Continuity Plan



電線類が地中化された広幅員な歩道



消火訓練



多目的な利用が可能な公園



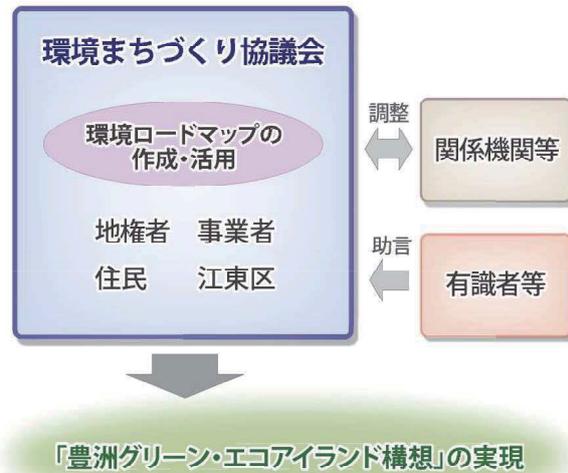
炊き出し訓練

III 構想の実現に向けて

1. 環境まちづくり協議会の設立

今後、本構想の実現に向けて、環境まちづくりの取組を活性化させるためには、各街区の整備後においても、これらの取組が発展していく仕組みをつくる必要があります。

そのために、「環境まちづくり協議会」を設立し、「環境ロードマップ」の作成などを行うことで、地権者、事業者、住民等が連携・協働できる仕組みをつくります。



2. 環境ロードマップの作成

まちづくりの関係者が本構想の目的や目標を共有し、施策方針を具体的な事業として実施していくために、「環境ロードマップ」を作成し、各施策の実施主体や時期、内容等の検討を行います。

各施策の実施にあたっては、今後の様々な状況変化に応じて、事業性や効果などの個別検討を行いながら、環境ロードマップを適切に見直していくことで、継続的に展開していく「成長するエコ」を実現します。

「環境ロードマップ」のイメージ

- ◇ 位置づけ：本構想の実現に向けた行動計画です
- ◇ 内容：本構想で示した施策方針を具現化するため、各施策の実施主体や時期、内容などを定めます

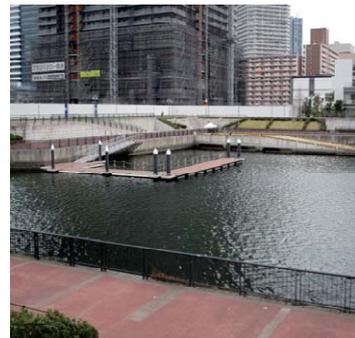
< 開発が進む当地区の様子 >



4-2・3 街区



敷地内緑化



東電堀（浮き桟橋と水中スロープ）

3. 今後のスケジュール

本構想の策定後、「環境まちづくり協議会」を設立し、「環境ロードマップ」を作成します。

そして、本構想及び環境ロードマップを公共施設の整備や街区開発の指針として活用するほか、エリアマネジメントの観点から施策を展開します。

施策については、東日本大震災を踏まえた対応策や実施効果の検証などによる見直し等を適宜行うことで、継続的な事業の展開を図ります。



4. 国・都・隣接区等との連携

構想の具現化に向けて、国や都、隣接する区などの関係機関と連携が必要な分野においては、積極的に連携しながらまちづくりを進めます。

< 連携が必要な分野の例 >

- ・公共交通網の整備・充実
(地下鉄8号線・路線バス・コミュニティサイクル)
- ・幹線道路のネットワーク形成
- ・水域活用の促進
- ・舟運ルートの創出
- ・広域的な観光ルートの創出 など



都心へつながる晴海大橋 東京港と内陸部をつなぐ東雲運河

5. 地域とともに行う環境まちづくり

官と民が連携・協働して環境まちづくりを展開していくためには、地域社会を構成する住民や企業、行政などがまちのあるべき将来像を共有し、それぞれの役割と責任を担いつつ、一体となって目標実現に向けた取組を進めることが重要です。

今後、住民や企業などが参加する環境まちづくり活動（エリアマネジメント等）の展開を促進し、自主的かつ継続的な活動を進めることで、環境コミュニティの形成を図るとともに、持続性の高いまちへと成熟させていきます。